

議案第 5 1 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 6 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

住民基本台帳カードの交付手数料を無料にすることにより、自動交付機の廃止による各種証明書のコンビニ交付サービスの利用者のさらなる拡大とあわせて、外国人住民への住民基本台帳カードの普及を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成25年7月8日(外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。)以外の住民にあつては平成25年9月1日)から平成26年3月31日までの間になされた申請に対する同法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付については、別表第2の5の項及び同表6の項の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。

附 則

この条例は、平成25年7月8日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>平成 25 年 7 月 8 日(外国人住民(住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。)以外の住民にあっては平成 25 年 9 月 1 日)から平成 26 年 3 月 31 日までの間になされた申請に対する同法第 30 条の 44 第 1 項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付については、別表第 2 の 5 の項及び同表 6 の項の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 省略</p> <p>以下省略</p>